●香川県広域水道企業団告示第3号

令和7年度の香川県広域水道企業団水道事業会計及び工業用水道事業会計の予算について、次のと おり令和7年2月6日香川県広域水道企業団議会の議決を経た。

令和7年2月7日

香川県広域水道企業団企業長 池 田 豊 人

令和7年度香川県広域水道企業団水道事業会計予算議案

(総則)

第1条 令和7年度香川県広域水道企業団水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数 491,053戸

(2) 年間総給水量 118,097,611 m³

(3) 1日平均給水量 323,555㎡

(4) 主な建設改良事業 広域水道設備費 1,982,899千円

経年施設更新整備事業費 8,043,507千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 水道事業収益 23,108,532千円

第1項 営業収益 20,945,983千円

第 2 項 営業外収益 2,162,549千円

第1款 水道事業費用 24,096,635千円

第1項 営業費用 22,903,131千円

第 2 項 営業外費用 1,124,424千円

第 3 項 特別損失 19,080千円

第 4 項 予備費 50,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,474,656千円は、損益勘定留保資金等で補塡するものとする。)。

		収	入
第1款 水道事	業資本的収入		8, 193, 618千円
第1項 企業	責		6,124,600千円
第2項 出資	金		784,996千円
第3項 補助	金		863,793千円
第4項 負担	金		374,516千円
第5項 加入	金		2,713千円
第6項 長期	昔入金		43,000千円
		支	出
第1款 水道事	業資本的支出		16,668,274千円
第1項 建設	收良費		13, 183, 941千円
第2項 企業	責償還金		3,295,935千円
第3項 他団	本借入金償還金		4,937千円
第4項 基金	造成費		1千円
第5項 補助	金返還金		143,460千円
第6項 予備	小		40,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
御厩配水池不断水分岐工事	令 和 8 年 度	千円 250,000
御厩配水池電気設備工事	令和8年度 ~ 令和9年度	400,000
善 通 寺 市 浄 水 場 管 理 棟 建 築 工 事	令 和 8 年 度	70,000
善通寺市浄水場電気設備更新工事	令和8年度	435, 780
善通 寺 市 浄 水 場薬品注入設備外更新工事	令和8年度	79, 000
西部净水場1系緩速撹拌機械設備更新工事	令和8年度	310,000
中 部 浄 水 場 受 変 電 設 備 更 新 工 事	令和8年度	250, 000
浄 水 場 電 気 ・ 機 械 設 備 維 持 修 繕 工 事 (綾川・東部・中部・西部浄水場)	令和8年度	28, 900
浄水系上工水管路 維持修繕工事 (綾川・東部・中部・西部浄水場)	令和8年度	55, 500
綾 川 浄 水 系 上 水 管 路 維 持 修 繕 工 事	令和8年度	1, 500

Office365 及 び ロ ー カ ル ブ レ イ ク ア ウ ト 環 境 ー 式	令 和 8 年 度	87, 390	
	令和9年度		
御殿配水池送水施設ポンプ棟他建築工事	令 和 8 年 度 ~	400,000	
	令 和 9 年 度	100,000	
御 殿 配 水 池 送 水 施 設 機 械 設 備 設 置 工 事	令和8年度	600,000	
	令和9年度	000,000	
御殿配水池送水施設	令和8年度	COO. 000	
電気設備設置工事	~ 令 和 9 年 度	600, 000	
肥土山浄水場更新工事	令和8年度	1,750,905	
(追加分)	~ 令 和 12 年 度		
	令 和 8 年 度	100, 000	
脱水機棟外建築工事	11 71 0 平 及	100,000	
漏水修繕積算システム	令 和 8 年 度 ~	6 160	
保 守 業 務 委 託	令 和 11 年 度	6, 160	

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
建設改良事業	6, 124, 600千円	普通貸借又は証券発行 財政状況その他の事由により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り 入れることができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金で、利率見直 しを行った場合は、当該利率	償還期限は、据置期間を含め40年以内とし、その他は融資機関の融資条件による。ただし、企業団財政その他の都合により繰上償還し、又は低利借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用及び第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流 用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 4,406,225千円

(2) 交際費 156千円

(構成団体からの補助金)

第9条 建設改良事業等に充てるため、構成団体からこの会計へ補助を受ける金額は、81,257千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、142,670千円と定める。

令和7年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計予算議案

(総則)

第1条 令和7年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数 42事業所

(2) 年間総給水量 20,215,000 m³

(3) 1日平均給水量 55,384m³

(4) 主な建設改良事業 経年施設更新整備事業 492,935千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 工業用水道事業収益 795,754千円

第1項 営業収益 756,074千円

第 2 項 営業外収益 39,680千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用 698,881千円

第1項 営業費用 651,516千円

第 2 項 営業外費用 42,365千円

第 3 項 予備費 5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額603,499千円は、損益勘定留保資金等で補塡するものとする。)。

収

第1款 工業用水道事業資本的収入 58,500千円

第1項 補助金 58,500千円

支 出

第1款 工業用水道事業資本的支出 661,999千円

第1項 建設改良費 547,327千円

第2項 企業債償還金 63,672千円

第3項 他団体借入金償還金 50,000千円

第4項 予備費 1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限 度 額
浄水場電気・機械設備維持修繕工事 (綾川・東部・中部・西部浄水場)	令和8年度	千円 4,000
浄水系上工水管路維持修繕工事 (綾川・東部・中部・西部浄水場)	令和8年度	13,000
中部净水場受変電設備更新工事	令和8年度	40,000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 第1款工業用水道事業費用のうち、第1項営業費用及び第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流 用する場合は、議会の議決を経なければならない。
 - (1) 職員給与費 110,818千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。